

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成17年1月26日

内閣総理大臣 殿

北九州市長 末 吉 興 一

平成16年12月8日付で変更認定を受けた構造改革特別区域計画（北九州市国際物流特区）について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

特定事業の追加

- 816 学校設置会社による学校設置事業
- 821 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
(801-1)
- 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
- 829 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業
- 1208 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業

2. 変更事項の内容

別表「新旧対照表」のとおり

(別表)

新	旧
<p>6 構造改革特別区域計画の目標 略</p> <p>(2)コンセプトを具現化するための具体的な目標 略</p> <p>イ 具体的な目標 略</p> <p>産業空洞化の防止(産業再生)</p> <p>近年、アジア諸国においては、低廉な労働力に加え、技術力の向上が著しくすすんでおり、また、中国という巨大なマーケットの出現に伴う適地生産という企業行動から、多くの製造業が産業拠点を海外へ移転する事態になっている。</p> <p>今後、このような事象が進展することにより、国内経済の縮小とR&D分野への投資の減少という負のスパイラルに陥る危険性が指摘されている。</p> <p>我が国産業の空洞化を食い止め、日本の国際競争力及び比較優位性を確保するため、初期費用及び固定費の低廉化を図るなどの、環境整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>並行して、地域の特性や我が国の技術力を活かし、アジア諸国と比較しても優位性が保てるモデルを見出し、産業拠点としての生き残りを図る必要がある。</p> <p>そのため、北九州市では、産業を支える知的基盤として、北九州学術研究都市を整備するとともに、企業活動の大きな課題となっている廃棄物の適正処理を進め、合わせて環境産業の振興を図るため、北九州エコタウンの整備を行っている。</p> <p>そこで本市は、構造改革特別区域法に基づく規制緩和の特定事業及び関連事業の実施により、重厚長大型産業を支えてきたエネルギーインフラ、港湾の後背地の有効活用等を可能とし、企業立地の初期費用、固定費の軽減を図る。</p> <p>更に、「情報」と「環境」をコンセプトとしている北九州学術研究都市においては、集積する大学と地域の大学等の連携を図るとともに、我が国を代表する産業技術と大学、研究所等の最先端の研究開発機能を結び付け、高度技術者の供給体制の整備、産学連携の拠点性を確保するなど、新産業を支える知的基盤の充実を図る。</p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標 略</p> <p>(2)コンセプトを具現化するための具体的な目標 略</p> <p>イ 具体的な目標 略</p> <p>産業空洞化の防止(産業再生)</p> <p>近年、アジア諸国においては、低廉な労働力に加え、技術力の向上が著しくすすんでおり、また、中国という巨大なマーケットの出現に伴う適地生産という企業行動から、多くの製造業が産業拠点を海外へ移転する事態になっている。</p> <p>今後、このような事象が進展することにより、国内経済の縮小とR&D分野への投資の減少という負のスパイラルに陥る危険性が指摘されている。</p> <p>我が国産業の空洞化を食い止め、日本の国際競争力及び比較優位性を確保するため、初期費用及び固定費の低廉化を図るなどの、環境整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>並行して、地域の特性や我が国の技術力を活かし、アジア諸国と比較しても優位性が保てるモデルを見出し、産業拠点としての生き残りを図る必要がある。</p> <p>そのため、北九州市では、産業を支える知的基盤として、北九州学術研究都市を整備するとともに、企業活動の大きな課題となっている廃棄物の適正処理を進め、合わせて環境産業の振興を図るため、北九州エコタウンの整備を行っている。</p> <p>そこで本市は、構造改革特別区域法に基づく規制緩和の特定事業及び関連事業の実施により、重厚長大型産業を支えてきたエネルギーインフラ、港湾の後背地の有効活用等を可能とし、企業立地の初期費用、固定費の軽減を図る。</p> <p>更に、「情報」と「環境」をコンセプトとしている北九州学術研究都市においては、集積する大学と地域の大学等の連携を図るとともに、我が国を代表する産業技術と大学、研究所等の最先端の研究開発機能を結び付け、高度技術者の供給体制の整備、産学連携の拠点性を確保するなど、新産業を支える知的基盤の充実を図る。</p>

また、知的基盤の整備とあわせて、実社会で即戦力となる高度な専門能力を持ったビジネス人材の育成を推進するために、専門人材の育成や実務実習を行う大学等の集積を図り、高度な専門教育の機会を供給する。

これにより、産業集積に必要な環境を提供し、地域経済の活性化、雇用の創出を図る。

加えて、海と陸の結節点として大きな役割を果たす港湾と、都市隣接型の産業の連携を強め、シナジー効果を発揮させることで、我が国の産業の流出の防止に必要な環境を整備することを目的とするものである。

これは、三大都市圏等の主要臨海部の今後の方向性の一つを示すものであり、一地域の振興ではなく、我が国の経済・産業の活性化につながっていく。

(3) 具体的な目標を達成するための取り組み

略

北九州エコタウン事業の推進

資源循環型社会への移行に適切に対応し、環境産業の更なる集積を図るため、平成14年に第2期計画を策定し、さらに平成16年には市内全域にエコタウン地域を広げ、新たな事業の創出・誘致を図っている。

(事業詳細)

略

エコタウンの3点セット

環境産業の振興にあたり、基礎研究から技術開発・実証研究、事業化に至るまで3点セットで総合的に展開

○ 北九州学術研究都市で教育・基礎研究

○ 実証研究エリア

環境・リサイクルの新技术を実証的に研究するエリア

第1期整備エリア約6.5ha

○ 総合環境コンビナート

環境・リサイクル産業の事業化を展開するエリア

約19ha

複合中核施設（平成15年度に着工）

総合環境コンビナート内のリサイクル工場等から出る処分かすを焼却溶融し、再利用することで、リサイクル率を100%に近づける。

これにより、産業集積に必要な環境を提供し、地域経済の活性化、雇用の創出を図る。

加えて、海と陸の結節点として大きな役割を果たす港湾と、都市隣接型の産業の連携を強め、シナジー効果を発揮させることで、我が国の産業の流出の防止に必要な環境を整備することを目的とするものである。

これは、三大都市圏等の主要臨海部の今後の方向性の一つを示すものであり、一地域の振興ではなく、我が国の経済・産業の活性化につながっていく。

(3) 具体的な目標を達成するための取り組み

略

北九州エコタウン事業の推進

資源循環型社会への移行に適切に対応し、環境産業の更なる集積を図るため、平成22年を目途とした第2期計画を策定し、リサイクル関連産業の集積を図る。

(事業詳細)

略

エコタウンの3点セット

環境産業の振興にあたり、基礎研究から技術開発・実証研究、事業化に至るまで3点セットで総合的に展開

○ 北九州学術研究都市で教育・基礎研究

○ 実証研究エリア

環境・リサイクルの新技术を実証的に研究するエリア

第1期整備エリア約6.5ha、22施設開設

・ 福岡大学資源循環・環境制御システム研究所

・ 新日本製鐵北九州環境技術センター

・ 処分場技術 4施設

・ 焼却灰リサイクル技術 3施設

・ 資源リサイクル技術

・ おからリサイクル技術 2施設

・ 発泡スチロールリサイクル技術

- ・ 最終資源化機能
処分かすを焼却溶融し、金属や建材原料として再利用
- ・ エネルギーセンター機能
焼却熱を利用して発電し、コンビナート内の工場等に供給
- 響リサイクル団地
中小・ベンチャー企業のリサイクル事業を支援するエリア
(約5.5ha)
定期借地権方式で事業用地を提供し初期費用を低減
- ・ 自動車リサイクルゾーン
市街地に点在する自動車中古部品・解体業者が集団移転し、リサイクル団地を形成
- ・ フロンティアゾーン
独創的、先駆的な技術やアイデアでリサイクル事業を行う。(洗浄液・有機溶剤、食用油、古紙の敷きわら、空き缶等のリサイクルを実施)
- 進出状況
 - ・ 実証研究施設 26施設(うち、12施設は研究終了)
 - ・ リサイクル工場等 20事業(17事業、3協同組合)

略

- ・ 食品ゴミの生分解性プラスチック化技術 2施設
- ・ 焼酎かすのリサイクル技術
- ・ 廃FRP船のリサイクル技術
- ・ その他
エコタウンセンター (平成13年6月開設)
エコタウンセンターアネックス(平成15年7月開設)
- 総合環境コンビナート
環境・リサイクル産業の事業化を展開するエリア
約19ha、8施設操業中
- ・ ペットボトルリサイクル事業(平成10年7月)
- ・ OA機器リサイクル事業(平成11年4月)
- ・ 自動車リサイクル事業(平成12年2月)
- ・ 家電リサイクル事業(平成12年4月)
- ・ 使用済み蛍光管リサイクル事業(平成13年7月)
- ・ 医療用具リサイクル事業(平成14年1月)
- ・ 建設混合廃棄物リサイクル事業2件(平成14年8月、11月)
複合中核施設 (平成15年度に着工)
総合環境コンビナート内のリサイクル工場等から出る処分かすを焼却溶融し、再利用することで、リサイクル率を100%に近づける。
- ・ 最終資源化機能
処分かすを焼却溶融し、金属や建材原料として再利用
- ・ エネルギーセンター機能
焼却熱を利用して発電し、コンビナート内の工場等に供給
- 響リサイクル団地
中小・ベンチャー企業のリサイクル事業を支援するエリア
(約5.5ha)
定期借地権方式で事業用地を提供し初期費用を低減
- ・ 自動車リサイクルゾーン
市街地に点在する自動車中古部品・解体業者が集団移転し、リサイクル団地を形成
- ・ フロンティアゾーン
独創的、先駆的な技術やアイデアでリサイクル事業を行う。(洗浄液・有機溶剤、食用油、古紙の敷きわら、空き缶

<p><u>ビジネス人材の輩出</u></p> <p>本市では、低迷する産業の活性化に向けて、新規創業など新しいビジネスの創造に重点的に取り組んでおり、専門人材の育成や自ら起業する人材、企業活動を支援する即戦力人材の育成を積極的に進める。さらに、創業や創業支援に関する第一線の専門的知識を有する人材が本市に集まることにより、産業界との交流を通じて地域の新ビジネスの発展を図る。</p>	<p>等のリサイクルを実施)</p> <p>2期展開 エリアの拡大 響灘東部地区全域へ</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなリサイクル事業やリユース(トナーカートリッジなどの再利用)事業、リビルド(機械、自動車中古部品などの再生加工)事業の立地促進 ・ 環境分野に関する研究・研修機能の強化 <p>目標年度 2010年度</p> <p>略</p>
<p>8 特定事業の名称</p> <p>501, 502, 503 外国人研究者受入れ促進事業</p> <p>504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業</p> <p>701 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業</p> <p>702 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業</p> <p>1103 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業</p> <p>1201 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業</p> <p>816 学校設置会社による学校設置事業</p> <p>821、(801-1) 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業</p> <p>828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業</p> <p>829 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業</p> <p>1208 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業</p>	<p>8 特定事業の名称</p> <p>701 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業</p> <p>702 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業</p> <p>1103 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業</p> <p>1201 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業</p> <p>501, 502, 503 外国人研究者受入れ促進事業</p> <p>504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業</p>
<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と</p>	<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と</p>

<p>認める事項</p> <p>(1)関連事業 略</p> <p>(2)国際物流機能の強化及び産業再生のため今後関連が想定される特定事業等 工業用水料金を始めエネルギー料金の低廉化を図る施策を展開 506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業 507 外国人情報処理技術者受入れ促進事業 703 民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業 811 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業 1202 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業 1204 自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業 1212 留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業 なお、国立大学の法人化により、特例措置の対象から外れた国の試験研究施設の使用の容易化事業(旧705)及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(旧813)については、国立大学法人に対し、当該特例措置と同様の措置の継続を依頼</p>	<p>認める事項</p> <p>(1)関連事業 略</p> <p>(2)国際物流機能の強化及び産業再生のため今後関連が想定される特定事業等 工業用水料金を始めエネルギー料金の低廉化を図る施策を展開 506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業 507 外国人情報処理技術者受入れ促進事業 703 民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業 811 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業 816 学校設置会社による学校設置事業 821(801-1) 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業 1202 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業 1204 自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業 1208 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業 1212 留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業 なお、国立大学の法人化により、特例措置の対象から外れた国の試験研究施設の使用の容易化事業(旧705)及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(旧813)については、国立大学法人に対し、当該特例措置と同様の措置の継続を依頼。</p>
<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 816 学校設置会社による学校設置事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 株式会社東京リーガルマインド 代表取締役 反町 勝夫 住所 東京都港区愛宕二丁目5番1号</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定の日</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 事業に関与する主体 株式会社 東京リーガルマインド</p>	

- (2) 事業が行われる区域
北九州市の全域
- (3) 事業開始の時期
平成18年4月
- (4) 事業により実現される行為
株式会社東京リーガルマインドが大学(北九州キャンパス)の設置主体として、同キャンパスでの通学制・通信制教育課程を実施

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 教育上の特別のニーズ
北九州市では、低迷する産業の活性化に向けた重点的取組みとして新規創業など新しいビジネスの創造を重点的に推進することとしている。
このような施策目標を効果的に達成するためには、先端技術の研究開発機能を強化する一方で、企業経営に不可欠である法律や会計などに精通した人材の育成機能を充実することが重要であり、自ら起業しようとする人材やそれを支援できる専門人材を育成し、確保することが喫緊の課題となっている。
- (2) 当該株式会社の設置する学校が当該ニーズに対応する教育を行うことが適切かつ効果的である理由
株式会社東京リーガルマインドでは、主として司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした教育サービスを提供しており、設置を予定している大学の経営にあたってこれまで蓄積してきたノウハウを生かして、これら専門人材の育成とあわせて実務実習を行うなど自ら起業する人材、企業活動を支援する即戦力人材の育成を積極的に進める方針である。
そこで、本件特例措置を適用し、同社が設置する大学において、企業活動を支援する即戦力人材を育成することは、本市が目指す産業の高度化・活性化のために必要な新しいビジネスを創造する人材やそれを支援する専門人材を輩出できる体制を構築するために適切かつ効果的であると認められる。
さらに、同社が大学を設置することで、創業や創業支援に関する第一線の専門的知識を有する人材が本市に集まることにより、産業界との交流を通じて地域の新ビジネスの発展に貢献することが期待できる。
- (3) 具体的内容
同社は、法人税等を納めつつ、高いレベルの教育を助成金等を受けずに実施してきた実績があり、経営基盤はもちろんのこと、資産要件、学

校経営及び役員の社会的信望などについても問題はないと判断される。さらに、商法等に基づく情報開示、コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備等、適切なコーポレートガバナンス（企業統治）が行われている。（注）

また、経営支障が予見できた段階での募集停止、募集停止後の就学保障、他大学等への転入学に関する情報提供など、独自のセーフティネット（破綻時等における安全対策）の案も提案されており、問題なく学校運営を実施できると判断することができる。

本市においても、同社が大学を設置するにあたっては、経営状況の把握に努めるとともに、さらに、万一経営に著しい支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められる場合に備え、学生の適切な修学を維持できるよう、本市内部の担当を予め決めておき、近隣所在の大学等の転入学に関する情報収集、協力要請に努めることとする。また、支障が生じた場合には市に相談窓口を設置し、情報の収集・提供など学生の立場に立った対応を行うものとする。

なお、同社は、平成15年11月に構造改革特別区域計画の認定を受けた東京都千代田区及び大阪市において、平成16年4月に大学を開校した。さらに、その後認定を受けた10自治体においても、平成17年4月の開校を目指している。そこで、本市においても円滑な事業展開ができるよう、これら認定地方公共団体との間で情報交換及び情報共有を行い、必要があれば調整を行うものとする。

以上により、同社に対して本件特例を適用し、LEC東京リーガルマインド大学に北九州キャンパスを設け、総合キャリア学部の通学制・通信制課程を開設することを支援する。

（注）同社のコンプライアンスについては、今後締結を予定している協定の中に、同社のコンプライアンス体制に関する規定を盛り込むなど、特区申請自治体として適切に対応していく考えである。

別紙

- 1 特定事業の名称
821(801-1) 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
株式会社東京リーガルマインド
代表取締役 反町 勝夫

住所 東京都港区愛宕二丁目5番1号

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

- (1) 事業に関与する主体
株式会社 東京リーガルマインド
- (2) 事業が行われる区域
北九州市の全域
- (3) 事業の開始時期
平成18年4月
- (4) 事業により実現される行為
校地・校舎借用による大学設置

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 教育上の特段のニーズ

株式会社東京リーガルマインドは、北九州市の中心市街地において校地・校舎の借用により、これまで高度な職業専門教育を実践してきた。同社が大学を設置するにあたっては、優れた教員、学生が集まり、地域の産業界とも密接な交流を図れるよう、今後とも中心市街地で事業を展開することが不可欠である。

本市の中心市街地には、官公庁、民間企業等が集積しており、そこには、キャリアアップ志向の人々が多く、専門・高度な職業能力を自ら育成したいというニーズが特に高いと考えられる。このような地域に設置することによって、設置地域から地理的に近い地域の職業人に、就業時間後でも通える高度な専門教育の機会を提供し、地域の活性化へとつなげることができる。さらに、この地域に勤務する異業種の実務家等との交流が生じることを期待できるほか、地域企業への労働力供給、学生にとっての実務実習の場の提供を誘導することにもつながる。

(2) 校地・校舎を自己所有することが困難な理由

同社が設置を予定している地域は、JR小倉駅前の交通至便な都市の中心部であり、企業等が集積する地価の高い商業地域であって、校地・校舎を取得するためには、莫大な出費を要する。

このような地域においては、校地・校舎取得のために莫大な出費を求めるとしても、その資金を教育スタッフや教育内容の充実のために活用す

る方が有益である。

なお、これまで同社は、本市においてキャンパスとして借用予定の校地・校舎について、長期的かつ安定的に賃貸借契約を結んでいる実績があり、また、大学の設置にあたっては長期の賃貸借契約を結ぶ予定であるため、今後も安定的な事業運営が可能と思われる。

以上により、同社に対して、本件特例を適用し、円滑な大学開設を支援する。

別紙

1 特定事業の名称

828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫

住所 東京都港区愛宕二丁目5番1号

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

株式会社 東京リーガルマインド

(2) 事業が行われる区域

北九州市の全域

(3) 事業の開始時期

平成18年4月

(4) 事業により実現される行為

運動場の代替措置を講じた大学設置

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 地域の集積が高い等の特別の理由

北九州市においては、自ら起業する人材やそれを支援する即戦力人材を育成する特段のニーズがある。

しかし、株式会社東京リーガルマインドが設置を予定している地域は土地建物が集積し地価が非常に高い中心市街地であるため、運動場として利用できるだけの面積を確保することは非常に困難であり、かつ、非

常に高額な運営経費が必要となる。

株式会社である同社は、学校法人と異なり、補助金を受け取らないうえ、法人税・固定資産税等を納入しながら、市場原理に基づいて事業を行うものである。そのため、消費者である学生のニーズを的確に反映したサービスを合理的なコストで提供していかなければ存続していくことはできない。そこで、運動場用地を所有又は賃貸する経費を、教育スタッフや教育内容の充実のために活用する方が、地域のニーズに合致し有益であるとする。

このため、運動場として利用できるだけのまとまった土地をキャンパス周辺に確保することは、事実上困難と認める。

(2) 教育研究に支障が生じないと認められる理由

同社は高度な専門職業教育を行う機関であり、運動場を使用するカリキュラムは組まれていない。したがって、運動場を設置しなくても、大学の教育・研究に支障は生じないものと認められる。

(3) 運動場の設置と同等と認められる措置

同社は運動場確保の代替措置として、開校までにスポーツクラブと提携契約することを予定しており、運動場を設けなくても、運動を行いたいという学生に不便が生じないよう配慮することとしている。

以上により、同社に対して、本件特例を適用し、円滑な大学開設を支援する。

別紙

1 特定事業の名称

829 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所 東京都港区愛宕二丁目5番1号

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

株式会社 東京リーガルマインド

(2) 事業が行われる区域

<p>北九州市の全域</p> <p>(3) 事業の開始時期 平成18年4月</p> <p>(4) 事業により実現される行為 校地に空地を設けない大学設置</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(1) 地域の集積が高い等の特別の理由 北九州市においては、自ら起業する人材やそれを支援する即戦力人材を育成する特段のニーズがある。 しかし、株式会社東京リーガルマインドが設置を予定している地域は、土地建物が集積し地価が非常に高い中心市街地であるため、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を確保することは非常に困難であり、かつ、非常に高額な運営経費が必要となる。 株式会社である同社は、学校法人と異なり、補助金を受け取らないうえ、法人税・固定資産税等を納入しながら、市場原理に基づいて事業を行うものである。そのため、消費者である学生のニーズを的確に反映したサービスを合理的なコストで提供していかなければ存続していくことはできない。そこで、空地を確保する経費を、教育スタッフや教育内容の充実のために活用する方が、地域のニーズに合致し有益であると考ええる。 このため、学生が利用するのに適当な空地として、まとまった土地をキャンパス周辺に確保することは、事実上困難と認める。</p> <p>(2) 教育研究に支障が生じないと認められる理由及び学生が休息その他に利用するのに適当な環境 同社は校地に空地を確保する代替措置として、休憩スペースの確保、授業を行っていない時間帯の教室開放等による学内施設の効率的活用等により、校舎内に学生が休憩等できるスペースを確保することとしている。このことにより、空地を設けなくても学生が休息その他に利用するのに適当な環境が確保されるので、大学の教育・研究上も支障は生じないものと認められる。</p> <p>以上により、同社に対して、本件特例を適用し、円滑な大学開設を支援する。</p>	
<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 1208 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業</p>	

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
新門司北地区で当該規制の特例措置をうける北九州市及び立地予定企業

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
特区計画の認定後

4 特定事業の内容

(1) 実施主体

北九州市
立地予定企業

(2) 実施区域

北九州市 門司区新門司北 (詳細別添図)

(3) 実施期間

特区計画の認定後

(4) 実現される行為

埋立地に進出希望する企業においては、事業形態の変化等により埋立計画時点とは違った用途のニーズが生じている。そこで、埋立地の権利の移転・設定、用途変更手続きにあたり、迅速な対応を実施することで企業の進出意向決定後の早期の着工・操業を実現する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の適用を受けようとする埋立地についての竣功認可の告示内容

地区名		埋立権者	免許年月 日	竣功認可年月 日	竣功告示年月 日	竣功面積 (㎡)
新 門 司 2 期 埋 立 地	1-3-2-4-4 工区A号地	北九州市	S55.2.21	H9.5.27	H9.6.10	42,309.48
	1-3-2-4-4 工区B号地		S55.2.21	H9.5.27	H9.6.10	7,259.04
	2-2 工区 G号地		S55.2.21	H7.6.16	H7.6.23	198,888.47
	2-3-1 工区 G号地 (ロ)		S55.2.21	H9.5.27	H9.6.10	358,531.08

- (2) 埋立地の全部又は一部が現に相当期間にわたり告示された用途に供されていないことからその有効かつ適切な利用を促進する必要があると認められた理由
- ・新門司地区は西日本の国内物流拠点として整備を進めている地区で、九州最大のフェリーターミナルを有しており、背後の新門司ICから高速道路網に容易にアクセスできるなど、国内輸送には欠かせない輸送モードが整っている。
 - ・また、アジア航路を中心とした太刀浦コンテナターミナルや、平成17年度に開港する新北九州空港が近接するなど、陸海空の複合輸送モードを駆使できる国内有数の物流拠点としてさらなる発展が見込まれている埋立地である。
 - ・しかしながら、当該埋立地は、一部が金属製品製造などの工場用地として埋め立てたものの、近年の産業構造の変化、国内工場の再編、製造工場の海外移転、長期化する景気の低迷のため、工場の企業誘致が進まず、竣工認可後8年経過しても埋立申請時の土地利用に使用されていない。
 - ・一方、当該地は、近年、完成自動車の物流拠点として役割が見直され、昨年トヨタ系完成自動車の海上輸送と陸上輸送の物流拠点基地が立地し稼働している。
 - ・北部九州には、トヨタ自動車九州を初め、日産苅田工場、ダイハツ車体工業大分中津工場が集積している。また、H18年1月からは苅田町にトヨタ自動車九州のエンジン工場も稼働する予定であり、新門司地区は、完成自動車のみならず自動車部品の輸送拠点として、関連企業の進出が大いに見込まれる地区である。
 - ・今回の特区により埋立地に係る規制緩和を実施し、自動車物流関連企業の要望に応えることができれば、企業誘致の促進、地域経済の活性化が大いに期待できる。
 - ・本市では、企業誘致にあたってスピードの速い企業ペースに対応するために、行政のワンストップサービス等の対応を行っているが、企業の進出表明から

操業開始までの期間短縮要望が非常に多く、ニーズに迅速に対応できない現状がある。

- ・公有水面埋立法に基づき埋立地の用途変更・権利の処分を行う場合、埋立の竣工認可の告示日より起算して10年間は免許権者の許可を受ける必要があり、これが企業ニーズへの迅速な対応への障壁となっている。
- ・今回、特区の特例措置を適用することにより、企業進出表明から操業開始までの期間を短縮することができ、企業利益の確保、進出意欲の向上を期待できる。
- ・また、より幅広い用途に対応できる土地利用となることから、進出希望企業への柔軟な対応、進出の早期化が可能となり、新規雇用の増大、地域経済の活性化が大いに期待できるため特区を申請するものである。